

ため池の総合対策について

令和3年6月24日
ため池・農地防災担当

1 要旨

県では、平成31年3月に策定した「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」や、国の「ため池対策関係法※」に基づく、ソフト・ハード両面からの「ため池の総合対策」を進めてきた。

本年度は、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」に位置付け、引き続き、次のとおり対策を進めていく。

※ ため池の適正な管理を図るため、所有者等の届け出の義務化等を定めた「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行）」（以下、「ため池管理保全法」という。）及び防災工事を集中的かつ計画的に推進するため、国の財政的な措置等を定めた「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）」（以下、「ため池工事等特措法」という。）をいう。

2 取組状況

(1) 農業用ため池の実態把握（ため池管理保全法に基づく届出等）

ア 農業用ため池の届出書の提出

届出書が未提出の箇所について、地域に精通した方々の協力のもと、聞き取りや現地調査による調査を進めてきた。特に、決壊した場合に人への被害のおそれがある防災重点ため池については、市町と連携して電話や訪問等による要請を行い、5,604箇所（約9割）の届出書が提出された。

項 目	農業用ため池の数 ＜届出対象数①※＞	提出状況（令和3年5月末）	
		箇所数②	割合（②/①）
農業用ため池の届出	18,841箇所＜18,139箇所＞	13,548箇所	74.7%
うち防災重点ため池	6,811箇所＜6,469箇所＞	5,604箇所	86.6%

※農業用ため池のうち、市町所有（633箇所（うち防災重点ため池、273箇所））及び管理者等が不明なため池（69箇所（うち防災重点ため池、69箇所））を除く。

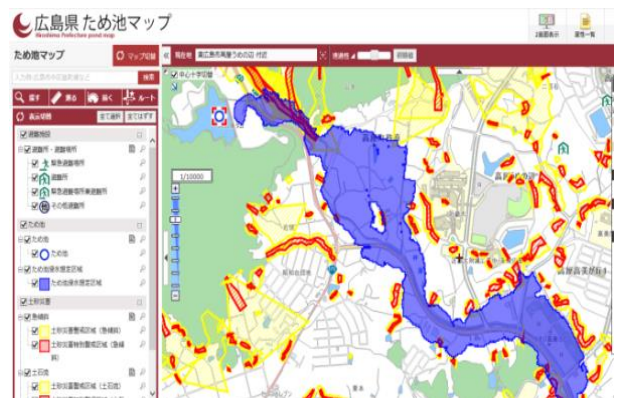
引き続き、確知できている管理者等に対しては、届出書の提出を要請するとともに、管理者等が不明で利用実態がない防災重点ため池について、廃止工事を進めていくための手続きの間は、市町と連携して、落水や、点検（パトロール）などの安全対策や、緊急時には速やかに状況の把握を行い、必要な対策を講じられるよう取組を進めていく。

(2) 防災・減災対策の推進

ア 迅速な避難行動につなげる対策

全ての防災重点ため池(6,811箇所)の名称・位置を「広島県ため池マップ」で表示するとともに、県で作成した浸水想定区域を6月から公表した。

なお、浸水想定区域図を基に、避難所など住民が避難に必要な情報を付加したハザードマップの作成と公表が早期に行われるよう市町を支援する。加えて、防災情報が住民の避難に向けた意思決定や具体的な行動につながるよう、スマートフォンアプリ「Yahoo!防災速報」への掲載等、他分野の防災対策と連携を図りながら推進する。



イ 防災工事の推進

(ア) 農業用水源として利用するため池（診断，補強工事）

老朽化が進行し対策が必要となるため池について，利用者等との調整が済んだ箇所から順次，補強工事を進めている。なお，本年度は，約 2,400 箇所の防災重点農業用ため池の劣化状況等の診断を行うとともに，補強工事が必要な箇所への対策を進めていく。



(イ) 農業用水源として利用しなくなったため池（廃止工事）

これまで，66 箇所の廃止工事を実施し，そのうち，43 箇所が完成した。

本年度は，防災重点農業用ため池 164 箇所（工事中 27 箇所含）について，事前に水位を下げるとともに，引き続き，市町と連携した権利関係の調整や，業者確保に向けた取組を行いつつ，廃止工事を進めていく。



(ウ) 管理体制の強化

管理者等に対して，出水期前に草刈等を行い，施設が劣化している場合には，必要に応じて水位を下げるなどの適切な管理を要請し，安全確保を徹底してきた。

また，先月 19 日には，「広島県ため池支援センター」を広島県土地改良事業団体連合会内に設置し，防災重点農業用ため池を対象に，健全度が低い箇所のパトロール（本年度約 90 箇所）や，管理者に対して適正管理のための研修会の実施等の技術的なサポートを行い，管理体制を強化する取組を進めていく。

